

4.2 社会的状況

調査区域における主な社会的状況を把握した結果は、表 4.2-1 に示すとおりです。また、社会的状況の把握に用いた文献・資料は、表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-1 (1) 社会的状況

項目	調査区域の概況
1.人口及び産業の状況	<p>1.人口の状況 令和7年11月1日時点の大分市の人口は468,870人、世帯数は219,239世帯、豊後大野市の人口は30,216人、世帯数は13,221世帯、臼杵市の人口は32,718人、世帯数は14,401世帯である。令和2年現在の人口は、平成12年と比べ、大分市では増加しているが、豊後大野市、臼杵市及び大分県全体では減少している。</p> <p>2.産業の状況 令和2年の大分市の産業別就業者数の構成比は、第3次産業の占める割合が高く約76%、第2次産業の占める割合は約22%、第1次産業の占める割合は約2%である。豊後大野市の産業別就業者数の構成比は、第3次産業の占める割合が高く約63%、第2次産業の占める割合は約19%、第1次産業の占める割合は約19%である。臼杵市の産業別就業者数の構成比は、第3次産業の占める割合が高く約64%、第2次産業の占める割合は約27%、第1次産業の占める割合は約9%である。</p>
2.土地利用の状況	<p>調査区域は、大分川、大野川周辺に大分平野が広がり、平野部は主に住宅地、公共公益用地、工業地、田や果樹園等の農地として利用されている。その他の地域は主に針葉樹林や広葉樹林等の樹林地として利用されている。</p> <p>また、有害物質に係る土地利用について、調査区域には、稼働中の廃棄物の最終処分場が1箇所、廃止された廃棄物の最終処分場が18箇所ある。</p>
3.河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の項目欄状況	<p>1.利用状況 調査区域における河川では、散策、水遊び等の利用があり、大分川水系、大野川水系並びに乙津川水系、臼杵市内の臼杵川水系並びに末広川において、内水面漁業権が設定されている。</p> <p>2.利水状況 上水道の取水源としては大分市では表流水、豊後大野市では深井戸、臼杵市では浅井戸によるものが最も多くなっている。</p> <p>また、調査区域には、11箇所の深井戸があり、主に工業用水や飲料用水として地下水が利用されている。</p>
4.交通の状況	<p>調査区域には、主な道路として、東西方向には九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、一般国道197号、主要地方道大分臼杵線及び主要地方道臼杵上戸次線等があり、南北方向には一般国道10号、主要地方道坂ノ市中戸次線及び一般県道631号中判田犬飼線等がある。</p> <p>令和3年度の交通量は、東九州自動車道で10,548～13,647台、九州横断自動車道長崎大分線で17,487～18,832台、一般国道10号で6,717～46,548台、一般国道57号で9,359～13,924台、大分臼杵線で1,038～40,687台、坂ノ市中戸次線で8,414～9,392台となっている。</p> <p>鉄道はJR日豊本線、JR久大本線及びJR豊肥本線がある。</p>
5.学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	<p>調査区域には、小学校が30箇所、中学校が18箇所、高等学校、短期大学、大学、特別支援学校、各種学校、専門学校・専修学校が35箇所、幼稚園が12箇所、認定こども園が36箇所、保育所が86箇所、老人福祉施設が151箇所、病院が29箇所、図書館が7箇所ある。</p> <p>また、調査区域の集落・市街地は、主に北側の低地から丘陵地にかけて広く分布しており、人口集中地区(DID)がある。なお、調査区域において住宅地の造成等、将来の住宅地の面整備計画はない。</p>
6.下水道の整備の状況	<p>関係市における令和6年度の下水道処理人口普及率は、大分市では約72%、豊後大野市では約4%、臼杵市では約49%となっている。</p>

表 4.2-1 (2) 社会的状況

項目	調査区域の概況
7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	<p>1. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域 調査区域には、硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制地域に指定されている地域はない。</p> <p>2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域 調査区域には、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域はない。</p> <p>3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路 調査区域には、沿道整備道路はない。</p> <p>4. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域 調査区域には、国立公園、国定公園又は都道府県立自然公園の地域はない。</p> <p>5. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域 調査区域には、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県立自然環境保全地域はない。</p> <p>6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域 調査区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域はない。</p> <p>7. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 調査区域には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区はない。</p> <p>8. 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 調査区域には、生息地等保護区はない。</p> <p>9. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 調査区域には、霊山鳥獣保護区、九六位鳥獣保護区、白鹿山鳥獣保護区がある。</p> <p>10. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域 調査区域には、指定された湿地の区域はない。</p> <p>11. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観 調査区域には、指定された名勝及び天然記念物及び重要文化的景観はない。</p> <p>12. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区の区域 調査区域には、上野ヶ丘風致地区、松栄山風致地区がある。</p>

表 4.2-1(3) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (続き)</p>	<p>13. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準</p> <p>(1) 騒音に係る環境基準 調査区域では、騒音に係る環境基準が設定され、地域の類型が指定されている。 実施区域では、地域の類型として、B 類型及び C 類型が指定されている。</p> <p>(2) 水質汚濁に係る環境基準 調査区域では、水質汚濁に係る環境基準が設定され、河川の類型が指定されている。 調査区域では、丹生川上流、大分川中流、大野川上流、大野川下流、乙津川、臼杵川、末広川が A 類型、丹生川下流、大分川下流が B 類型、住吉川及び原川が C 類型、住吉川、丹生川、尾田川、大分川、寒田川、七瀬川下流、大野川、判田川、茜川、野津川、三重川、乙津川、原川、臼杵川、末広川が生物 B 類型に指定されている。</p> <p>(3) その他 大気汚染に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、水底の底質に係る環境基準、土壌汚染に係る環境基準は、物質ごとに全国一律に指定されている。</p>
	<p>14. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況 公害防止計画の策定地域として、昭和 46 年に大分市及び大分市佐賀関(旧佐賀関町)が大分地域として指定を受け、昭和 47 年度を初年度とする 5 か年計画を策定した。その後、昭和 62 年に大分市のみを対象とした計画延長の指示を受け、第 8 次計画(平成 19 年度～22 年度)まで公害防止計画が策定されていたが、現在新たな計画はされていない。</p>
	<p>15. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、自動車騒音の限度に係る区域の区分が指定されている。 実施区域では、b 区域及び c 区域が指定されている。</p>
	<p>16. 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域が指定されている。実施区域では、第 1 号区域が指定されている。</p>
	<p>17. 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、道路交通振動の限度に係る区域の区分が指定されている。 実施区域では、第 1 種区域及び第 2 種区域が指定されている。</p>
	<p>18. 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況 調査区域では、特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域が指定されている。 実施区域では、第 1 号区域が指定されている。</p>
	<p>19. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域 調査区域には、上乘せ排水基準を適用する区域がある。</p>
	<p>20. 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域 調査区域は、全域が「水質汚濁防止法」第四条の二第一項に規定する指定地域に指定されている。</p>
	<p>21. 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域 調査区域は、全域が「瀬戸内海環境保全特別措置法」第五条第一項に規定する関係府県の区域に指定されている。</p>
	<p>22. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の十三の規定により指定された自然海浜保全地区 調査区域には、自然海浜保全地区はない。</p>
	<p>23. 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域 調査区域には、指定地域はない。</p>

表 4.2-1 (4) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (続き)</p>	<p>24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域 調査区域には、窒素含有量についての排水基準を定める湖沼はないが、全域が、窒素含有量についての排水基準を定める海域に流入する区域となっている。</p>
	<p>25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域 調査区域には、りん含有量についての排水基準を定める湖沼はないが、全域が、りん含有量についての排水基準を定める海域に流入する区域となっている。</p>
	<p>26. 土壌汚染対策法第六条第一項、第十一条第一項の規定により指定された区域 調査区域には、指定された要措置区域及び形質変更時要届出区域はない。</p>
	<p>27. ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域 調査区域には、ダイオキシン類土壌汚染対策地域はない。</p>
	<p>28. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域 調査区域には、指定区域が18箇所ある。</p>
	<p>29. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域 調査区域には、農用地土壌汚染対策地域はない。</p>
	<p>30. 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林 調査区域には、保健保安林及び風致保安林はない。</p>
	<p>31. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」) 関係市では、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、「大分市緑の基本計画」(平成31年3月、大分市)が策定されている。 なお、豊後大野市、臼杵市においては、緑の基本計画は策定されていない。</p>
	<p>32. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画(景観計画) 関係市では、良好な景観の形式に関する計画として、「大分市景観計画」(令和2年6月、大分市)、「豊後大野市景観計画」(令和元年8月、豊後大野市)及び「臼杵市景観計画」(平成25年、臼杵市)が策定されており、3市とも全域が景観計画区域とされている。また、大分市により、景観形成重点地区としておおい都心地区(大分駅南口エリア、上野の森周辺エリア、大友氏遺跡周辺エリア)、景観形成重要地区として高田輪中地区及び戸次本町地区が設定されている。さらに、大分県では「大分県広域景観保全・形成指針」(令和5年3月、大分県)が策定されており、調査区域の一部が広域景観エリアとして設定されている。</p>
	<p>33. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域 調査区域には、用途地域が定められている。</p>
<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況 (1)「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域 調査区域には、指定された保護林はない。 (2)地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画(歴史的風致維持向上計画) 関係市では、大分市において歴史的風致維持向上計画が策定されている。 (3)工業用水法第三条第一項に基づく指定地域 調査区域には、規定に基づく指定地域はない。 (4)建築物用地下水の採取の規制に関する法律第三条に基づく規制地域 調査区域には、規定に基づく規制地域はない。 (5)「地盤沈下防止対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止等対策要綱の対象地域 調査区域には、地盤沈下防止等対策要綱の対象地域はない。 (6)地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等 調査区域には、地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等はない。</p>	

表 4.2-1 (5) 社会的状況

項目	調査区域の概況
<p>7. 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況 (続き)</p>	<p>34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況(続き)</p> <p>(7) 地方公共団体の条例等に基づいて定められている基準又は目標等 関係市では、大分市において、大分市騒音防止条例に基づき定められた、一般建設作業に関する規制基準がある。 その他、関係市では、地方公共団体の条例等に基づいて定められている基準又は目標等は策定されていない。</p> <p>(8) 地方公共団体の条例等に基づいて定められた自然環境の保全を目的に指定された区域 調査区域には、「大分市緑の保全及び創造に関する条例」第七条第一項の規定に基づく郷土の緑保全地区がある。</p> <p>(9) 港湾法第二条第三項の規定に基づく港湾区域 調査区域には、規定に基づく港湾区域はない。</p> <p>(10) 河川法第五十四条第一項の規定に基づく河川保全区域 調査区域には、規定に基づく河川保全区域はない。</p> <p>(11) 海岸法第三条第一項の規定に基づく海岸保全区域 調査区域には、規定に基づく海岸保全区域はない。</p> <p>(12) 地方公共団体の景観の保全に係る条例等(景観条例等) 調査区域の関係県市である大分県、大分市、豊後大野市、臼杵市のそれぞれで景観条例が制定されている。</p> <p>(13) 地すべり等防止法第三条第一項の規定に基づく地すべり防止区域 調査区域には、規定に基づく地すべり防止区域が10箇所ある。</p> <p>(14) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域 調査区域には、規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域が66箇所ある。</p> <p>(15) 砂防法第二条の規定に基づく砂防指定地 調査区域には、規定に基づく砂防指定地が34箇所ある。</p> <p>(16) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条第一項および第九条第一項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域 調査区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。 実施区域には、土砂災害警戒区域(土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり)及び土砂災害特別警戒区域がある。</p> <p>(17) 保安林の区域 調査区域には、「森林法」により指定された保安林として、水源涵養保安林、干害防備保安林、水害防備保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林がある。</p> <p>(18) 生物多様性の観点から重要度の高い湿地 調査区域には、「日本の重要湿地500」に示される生物多様性の観点から重要度の高い湿地が1箇所ある。</p>
<p>8. その他の事項</p>	<p>1. 廃棄物等に係る関係法令等の状況 国土交通省においては「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」(令和2年9月、国土交通省)を策定している。また、九州地方においては「九州地方における建設リサイクル推進計画2014」(平成27年3月、九州地方建設副産物対策連絡協議会)を策定している。</p> <p>2. 廃棄物等の処理施設等の立地の状況 調査区域には、産業廃棄物に係る中間処理の許可施設が5箇所、産業廃棄物に係る最終処分場の許可施設が1箇所ある。</p>

表 4.2-2 (1) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
1 人口及び産業の状況	1. 人口	1	大分県HP／大分県の人口推計結果【月報】令和7年10月分	(令和7年12月)	大分県
		2	平成12年国勢調査結果	平成12年12月	総務省統計局
		3	平成17年国勢調査結果	平成18年8月	総務省統計局
		4	平成22年国勢調査結果	平成23年10月	総務省統計局
		5	平成27年国勢調査結果	平成28年10月	総務省統計局
		6	令和2年国勢調査結果	令和3年11月	総務省統計局
	2. 産業	再掲	令和2年国勢調査結果	令和3年11月	総務省統計局
		7	2020年農林業センサス動向調査	令和3年12月	農林水産省
		8	農林水産省HP／令和5年市町村別農業産出額(推計)	(令和7年12月)	農林水産省
		9	大分県HP／令和6年版 大分県統計年鑑	(令和7年12月)	大分県
		10	2023年漁業センサス	(令和7年12月)	農林水産省
		11	九州農政局HP／第71次 九州農林水産統計年報(令和5～6年)	(令和7年12月)	九州農政局
	12	令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報	令和5年4月	大分県企画振興部統計調査課	
2 土地利用の状況	1. 土地利用	再掲	大分県HP／令和6年版 大分県統計年鑑	(令和7年12月)	大分県
		1	地理院地図(電子国土Web) 20万分1土地利用図1982～1983年	(令和7年12月)	国土地理院
	2. 土地利用計画	2	国土数値情報(都市地域データ、農業地域データ、森林地域データ)	(令和7年12月)	国土交通省
		3	大分県HP／産業廃棄物最終処分業者名簿	(令和7年12月)	大分県
		4	大分県HP／廃止した廃棄物最終処分場の指定区域の指定について	(令和7年12月)	大分県循環社会推進課
5	大分市HP／地下に廃棄物がある区域の指定について	(令和7年12月)	大分市環境部廃棄物対策課		
3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川、湖沼及び海の利用	再掲	大分県HP／令和6年版 大分県統計年鑑	(令和7年12月)	大分県
		1	大分川水系下流圏域河川整備計画	平成19年1月	大分県
		2	大野川水系下流圏域河川整備計画	平成14年3月	大分県
		3	大野川水系中流圏域河川整備計画	平成14年3月	大分県
		4	臼杵川水系河川整備計画	平成14年6月	大分県
		5	大分県HP／令和7年度 事業概要書	(令和7年12月)	大分土木事務所
		6	大分県HP／令和7年度 事業概要書	(令和7年12月)	臼杵土木事務所
		7	大分県HP／令和7年度 事業概要書	(令和7年12月)	豊後大野土木事務所
		8	大分県HP／内水面における遊漁規則	(令和7年12月)	大分県
	9	大分県HP／大分県の水道 令和5年度	(令和7年12月)	大分県環境保全課	
	再掲	令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報	令和5年4月	大分県企画振興部統計調査課	
	2. 地下水の利用	10	全国地下水(深井戸)資料台帳(九州編)	昭和57年3月	国土庁土地局国土調査課
4 交通の状況	1	1	令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表	令和5年7月	国土交通省
		2	駅別乗車人員上位300駅(2024年度)	(令和7年12月)	九州旅客鉄道株式会社
		3	令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査(可視化ツール)	(令和7年12月)	国土交通省
		4	国土数値情報(鉄道時系列データ)	(令和7年12月)	国土交通省

表 4.2-2 (2) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	1	大分県教育委員会HP/大分県内学校ホームページ一覧	(令和7年12月)	大分県教育委員会	
	2	大分市HP/大分市立の小中学校および義務教育学校一覧	(令和7年12月)	大分市	
	3	豊後大野市HP/豊後大野市立小・中学校一覧表	(令和7年12月)	豊後大野市	
	4	臼杵市HP/教育施設	(令和7年12月)	臼杵市	
	5	文部科学省HP/大学・短期大学・高等専門学校・法人一覧	(令和7年12月)	文部科学省	
	6	大分県HP/修学支援の対象機関となる大学等の一覧	(令和7年12月)	大分県	
	7	大分県HP/大分県私立学校名簿	(令和7年12月)	大分県	
	8	厚生労働省HP/医療情報ネットのオープンデータ(2025年12月1日時点)	(令和7年12月)	厚生労働省	
	9	大分県HP/子育て支援関連施設	(令和7年12月)	大分県	
	10	大分市HP/令和7年度大分市の保育施設一覧	(令和7年12月)	大分市	
	11	大分市HP/認可外保育施設一覧表(令和7年12月1日時点)	(令和7年12月)	大分市	
	12	大分県HP/認可外保育施設(大分市を除く)	(令和7年12月)	大分県	
	13	豊後大野市HP/豊後大野市内の教育・保育施設 ※令和7年11月1日時点	(令和7年12月)	豊後大野市	
	14	臼杵市HP/保育所・認定こども園	(令和7年12月)	臼杵市	
	15	大分県HP/有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)一覧(R7年12月1日現在)	(令和7年12月)	大分県	
	16	大分県HP/介護保険指定事業所一覧(R7.4.1現在)	(令和7年12月)	大分県	
	17	大分県HP/老人福祉法に基づく指定事業所一覧(令和6年4月1日現在)	(令和7年12月)	大分県	
	18	大分市HP/介護保険事業所・施設一覧	(令和7年12月)	大分市	
	19	大分市HP/軽費老人ホーム(ケアハウス)	(令和7年12月)	大分市	
	20	豊後大野市HP/令和7年度版豊肥地域在宅医療連携ガイド	(令和7年12月)	大分県、竹田市、豊後大野市	
	21	臼杵市HP/福祉施設	(令和7年12月)	臼杵市	
	22	大分県HP/大分県立図書館	(令和7年12月)	大分県	
	23	大分市民図書館HP/大分市内の図書館・図書室	(令和7年12月)	大分市民図書館	
	24	豊後大野市HP/ふれあい、学びの杜(もり) 豊後大野市図書館	(令和7年12月)	豊後大野市	
	25	臼杵市HP/臼杵図書館	(令和7年12月)	臼杵市	
	26	臼杵市HP/文化施設	(令和7年12月)	臼杵市	
	2. 住宅の配置の概況、将来の住宅地の面整備計画	27	地理院地図(電子国土Web)20万分1土地利用図1982~1983年(住宅地)	(令和7年12月)	国土交通省
		28	国土数値情報(用途地域データ)	(令和7年12月)	国土交通省
		29	1/25,000植生図(市街地・緑の多い住宅地)	(令和7年12月)	環境省自然環境局生物多様性センター
		30	大分市HP/おおいマップ 都市計画情報	(令和7年12月)	大分市
		31	豊後大野市HP/都市計画について	(令和7年12月)	豊後大野市
		32	臼杵市HP/臼杵市都市計画区域	(令和7年12月)	臼杵市
		33	基盤地図情報(基本項目)	(令和7年12月)	国土交通省
		34	総務省統計局HP/令和2年国勢調査 都道府県別境界図 44大分県	(令和7年12月)	総務省統計局
6 下水道の整備の状況	1	大分県HP/令和6年度末 県内各市町村污水处理普及率	(令和7年12月)	大分県	

表 4.2-2 (3) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	1. 大気汚染防止法第五条の二第一項の規定により定められた指定地域	—	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について	昭和50年1月 環大規 12 号	
	2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第六条第一項及び第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域	—	環境省HP／自動車NOx・PM法について	(令和7年12月) 環境省	
	3. 幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路	—	国土交通省HP／令和4年都市計画現況調査	(令和7年12月) 国土交通省	
	4. 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国立公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の地域	—	大分県自然公園等配置図	平成23年3月 大分県	
	5. 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二條第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法四十五條第一項の規定により指定された都道府県立自然環境保全地域	—	大分県自然公園等配置図	平成23年3月 大分県	
	6. 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条二の世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域	—	外務省HP／我が国の世界遺産一覧表記載物件	(令和7年12月) 外務省	
	7. 都市緑地法第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域	—	国土交通省HP／都市緑化データベース	(令和7年12月) 国土交通省	
	8. 絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域	—	環境省HP／生息地等保護区一覧	(令和7年12月) 環境省	
	9. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域	1	令和7年度 大分県鳥獣保護区等位置図	令和7年11月 大分県	
	10. 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条一の規定により指定された湿地の区域	—	環境省HP／日本の条約湿地	(令和7年12月) 環境省	
	11. 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定された名勝又は天然記念物又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観	※「4.1 自然的状況 表 4.1-2(5) 自然的状況の把握に用いた文献・資料」の8. 文化財の状況に記載			
	12. 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域	2	大分県の都市計画（資料編）	令和7年9月	大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課
		3	大分県HP／大分県における風致地区の指定状況	(令和7年12月)	大分県
再掲		大分市HP／おおいたマップ 都市計画情報	(令和7年12月)	大分市	
13. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準	4	大気の汚染に係る環境基準について	昭和48年5月	環境庁告示第 25 号	
	5	二酸化窒素に係る環境基準について	昭和53年7月	環境庁告示第 38 号	
	6	ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について	平成9年2月	環境庁告示第 4 号	
	7	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準	平成11年12月	環境庁告示第 68 号	

表 4.2-2 (4) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	13. 環境基本法第十六条第一項の規定により定められた環境基準(続き)	8	微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について	平成21年9月	環境省告示第33号
		9	騒音に係る環境基準について	平成10年9月	環境庁告示第64号
		10	騒音に係る環境基準の改正について	平成10年9月	環大企第257号
		11	大分県HP/騒音の環境基準について	(令和7年12月)	大分県
		12	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
		13	水質汚濁に係る環境基準について	昭和46年12月	環境庁告示第59号
		14	大分県HP/令和6年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書	(令和7年12月)	大分県
		15	地下水の水質汚濁に係る環境基準について	平成9年3月	環境庁告示第10号
		16	土壌の汚染に係る環境基準について	平成3年8月	環境庁告示第46号
	14. 環境基本法第十七条の規定により策定された公害防止計画の策定の状況	—	公害防止計画制度に係る参考資料	平成22年9月	環境省
	15. 騒音規制法第三条第一項及び第十七条第一項に規定する指定地域内における自動車騒音の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	17	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令	平成12年3月	総理府令第15号
		再掲	大分県HP/騒音規制について	(令和7年12月)	大分県
		再掲	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
		19	自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定	平成23年4月	豊後大野市告示第80号
		20	自動車騒音の限度に関する区域の区分の決定	平成24年3月	臼杵市告示第18号
	16. 騒音規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	再掲	大分県HP/騒音規制について	(令和7年12月)	大分県
		21	大分市HP/特定建設作業の届出について	(令和7年12月)	大分市
		再掲	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
	17. 振動規制法第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	22	振動規制法施行規則	昭和51年11月	総理府令第58号
		23	大分県HP/振動規制について	(令和7年12月)	大分県
		24	大分市HP/令和7年版 環境白書(資料編)	令和7年10月	大分市
		25	道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定	平成23年4月	豊後大野市告示第83号
		26	道路交通振動の限度に関する区域の区分及び時間の区分の決定	平成22年4月	臼杵市告示第55号
		再掲	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
		再掲	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
	18. 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に規定する特定建設作業の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況	再掲	大分県HP/振動規制について	(令和7年12月)	大分県
		再掲	大分市HP/特定建設作業の届出について	(令和7年12月)	大分市
		再掲	大分市HP/おおいたマップ 騒音・振動指定地域図	(令和7年12月)	大分市
	19. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準が定められた区域	27	排水基準を定める省令	昭和46年6月	総理府令第35号
		28	大分県HP/水質関係法令の手引き	令和7年6月	大分県
29		大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則	平成12年9月	大分県規則第106号	
20. 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域	—	水質総量削減制度の概要	(令和7年12月)	環境省	

表 4.2-2 (5) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	21. 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域	—	環境省HP/せとうちネット/瀬戸内海関係13府県の瀬戸内海環境保全特別措置法対象市町村名	(令和7年12月) 環境省	
	22. 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区	—	環境省HP/せとうちネット/自然海浜保全地区制度	(令和7年12月) 環境省	
	23. 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の規定により指定された指定地域	—	湖沼水質保全特別措置法三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域	昭和60年12月 総理府告示第43号	
	24. 排水基準を定める省令別表第二の備考六に規定する湖沼及び海域	30	排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼	昭和60年5月	環境庁告示第27号
		31	排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る海域	平成5年8月	環境庁告示67号
	25. 排水基準を定める省令別表第二の備考七に規定する湖沼及び海域	再掲	排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る湖沼	昭和60年5月	環境庁告示第27号
		再掲	排水基準を定める省令別表第2の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は燐(りん)含有量についての排水基準に係る海域	平成5年8月	環境庁告示67号
	26. 土壌汚染対策法第六条第一項、第十一条第一項の規定により指定された区域	—	環境省HP/土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧	(令和7年12月)	環境省
		—	大分県HP/土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定状況について	(令和7年12月)	大分県
	27. ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域	—	令和3年(2021年)度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況	令和5年3月	環境省
	28. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域	※「4.1自然的状況 表 4.1-2(2) 自然的状況の把握に用いた文献・資料」の3. 土壌及び地盤の状況 1. 土壌 に記載			
	29. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域	—	令和3年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況	令和4年12月	環境省水・大気環境局
	30. 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存のために指定された保安林	—	国土数値情報(国有林野データ)	(令和7年12月)	国土交通省
	31. 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画(「緑の基本計画」)	—	国土交通省HP/都市緑化データベース	(令和7年12月)	国土交通省
		—	大分市緑の基本計画	平成31年3月	大分市
	32. 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形式に関する計画(景観計画)	32	大分市景観計画	令和2年6月	大分市
		33	豊後大野市景観計画	令和元年8月	豊後大野市
		34	臼杵市景観計画(全体構想編)	平成20年12月	臼杵市
		35	大分県広域景観保全・形成指針	令和5年3月	大分県
	33. 都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域	再掲	大分県の都市計画(資料編)	令和6年9月	大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課
再掲		大分市 HP/おおいたマップ 都市計画情報	(令和7年12月)	大分市	
再掲		豊後大野市 HP/都市計画について	(令和7年12月)	豊後大野市	
再掲		臼杵市 HP/臼杵市都市計画区域	(令和7年12月)	臼杵市	

表 4.2-2 (6) 社会的状況の把握に用いた文献・資料

項目	No.	資料名	発行年月 ()はHP確認年月	発行元	
7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	34. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況	36	国土交通省 HP/歴史的風致維持向上計画認定状況について	(令和7年12月)	国土交通省
		37	大分市騒音防止条例	昭和50年12月	大分市条例第48号
		38	大分市騒音防止条例施行規則	昭和51年6月	大分市規則第19号
		39	「郷土の緑保全地区」指定一覧	(令和7年12月)	大分市
		40	大分県砂防管内図	令和6年3月	大分県土木建築部砂防課
		41	大分県 HP/砂防・地すべり・急傾斜地に関する手続き	(令和7年12月)	大分県
		42	国土数値情報(地すべり防止区域データ)	(令和7年12月)	国土交通省
		43	大分県インターネット提供システム/土砂災害警戒区域等情報	(令和7年12月)	大分県
		44	国土数値情報(土砂災害警戒区域データ)	(令和7年12月)	国土交通省
		45	国土数値情報(国有林野データ)	(令和7年12月)	国土交通省
		46	大分県農林水産部森林保全課提供資料	—	大分県農林水産部森林保全課
		47	環境省 HP/生物多様性の観点から重要度の高い湿地	(令和7年12月)	環境省自然環境局自然環境計画課
		48	モニタリングサイト1000 ガンカモ類調査データ	(令和7年12月)	環境省自然環境保全センター
8 その他の事項	1. 廃棄物等に係る関係法令等	1	建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～	令和2年9月	国土交通省
		2	九州地方における建設リサイクル推進計画 2014	平成27年3月	九州地方建設副産物対策連絡協議会
	2. 廃棄物等の処理施設等の立地の状況	再掲	大分県 HP/産業廃棄物最終処分業者名簿	(令和7年12月)	大分県
		3	大分県 HP/産業廃棄物中間処理業者名簿	(令和7年12月)	大分県
3. 建設廃棄物等の再生利用・処理技術の現状	4	よくわかる建設リサイクル 2020～総合的建設副産物対策～現場での実効ある対策の推進のために	令和2年9月	建設副産物リサイクル広報推進会議	

4.2.1 人口及び産業の状況

1)人口の状況

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和7年の人口の状況は、表4.2.1-1に示すとおりです。

また、平成12年から令和2年までの人口の推移は、表4.2.1-2に示すとおりです。令和2年時点の人口は、平成12年と比べ、大分市では増加していますが、豊後大野市、臼杵市及び大分県全体では減少しています。

表 4.2.1-1 人口の状況（令和7年）

区分 市名	人口（人）			世帯数 （世帯）
	総数	男	女	
大分市	468,870	225,792	243,078	219,239
豊後大野市	30,216	14,219	15,997	13,221
臼杵市	32,718	15,347	17,371	14,401
関係市計	531,804	255,358	276,446	246,861
大分県	1,074,217	512,630	561,587	500,697

注) 令和7年11月1日時点の数値を示す。

出典：「大分県HP／大分県の人口推計結果【月報】令和7年10月分」（令和7年12月現在、大分県）

表 4.2.1-2 人口の推移

区分 市名	人口（人）				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
大分市	454,424	462,317	474,094	478,146	475,614
豊後大野市	43,371	41,548	39,452	36,584	33,695
臼杵市	45,486	43,352	41,469	38,748	36,158
関係市計	543,281	547,217	555,015	553,478	545,467
大分県	1,221,140	1,209,571	1,196,529	1,166,338	1,123,852

注1) 人口については各年とも10月1日時点の数値を示す。

注2) 平成12年は、大分市については合併前の大分市、佐賀関町、野津原町の数値を合算、豊後大野市については合併前の三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳町、犬飼町の数値を合算、臼杵市については合併前の臼杵市と大野郡野津町の数値を合算した。

出典：「平成12年国勢調査結果」（平成12年12月、総務省統計局）

「平成17年国勢調査結果」（平成18年8月、総務省統計局）

「平成22年国勢調査結果」（平成23年10月、総務省統計局）

「平成27年国勢調査結果」（平成28年10月、総務省統計局）

「令和2年国勢調査結果」（令和3年11月、総務省統計局）

2) 産業の状況

調査区域に係る市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和2年の産業別就業者数とその構成比は表4.2.1-3に示すとおりです。

大分市では第3次産業の占める割合が約76%と最も高く、次いで第2次産業が約22%、第1次産業は約2%となっています。

豊後大野市では第3次産業の占める割合が約63%と最も高く、次いで第2次産業が約19%、第1次産業は約19%となっています。

臼杵市では第3次産業の占める割合が約64%と最も高く、次いで第2次産業が約27%、第1次産業は約9%となっています。

表 4.2.1-3 産業別就業者数（令和2年）

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者数 (人)
	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	就業者 (人)	就業者の 割合	
大分市	3,817	1.8%	47,670	22.0%	164,915	76.2%	216,402
豊後大野市	2,878	18.5%	2,950	18.9%	9,742	62.6%	15,570
臼杵市	1,480	9.2%	4,338	26.9%	10,285	63.9%	16,103
関係市計	8,175	3.3%	54,958	22.2%	184,942	74.6%	248,075
大分県	31,917	6.3%	117,736	23.1%	360,834	70.7%	510,487

注1) 令和2年10月1日時点の数値を示す。

注2) 小数点以下で四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

出典：「令和2年国勢調査結果」（令和3年11月、総務省統計局）

(1)農業

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和2年の農業経営体数は表4.2.1-4に、令和5年の主要な農業産出額は表4.2.1-5に示すとおりです。

大分市の総農業経営体数は1,650経営体で大分県全体の約9%、豊後大野市の総農業経営体数は1,892経営体で大分県全体の約10%、臼杵市の総農業経営体数は839経営体で大分県全体の約4%を占めています。

主要な農業産出額については、大分市では約70億円となっており、野菜が約35億円、次いで米が約14億円となっています。豊後大野市では約110億円となっており、野菜が約38億円、次いで米が約24億円となっています。臼杵市では約62億円となっており、畜産及び加工農産物を除くと、野菜が約18億円、次いでいも類が約7億円となっています。

表 4.2.1-4 農業経営体数（令和2年）

[単位：経営体]

区分 市名	合計	農業経営体		
		個人経営体	団体経営体	法人経営
大分市	1,650	1,577	73	68
豊後大野市	1,892	1,815	77	66
臼杵市	839	801	38	34
関係市計	4,381	4,193	188	168
大分県	19,133	18,273	860	718

注) 令和2年2月1日時点の数値を示す。

出典：「2020年農林業センサス動向調査」（令和3年12月、農林水産省）

表 4.2.1-5 主要な農業産出額（令和5年）

[単位：1,000万円]

区分 市名	合計	耕種											畜産	加工農産物
		小計	米	麦類	雑穀	豆類	いも類	野菜	果実	花き	工芸農作物	その他		
大分市	703	623	144	2	-	0	10	349	100	x	3	x	79	1
豊後大野市	1,094	907	235	4	0	2	149	378	65	x	20	x	184	4
臼杵市	615	419	61	0	0	0	73	176	52	x	40	x	180	16
関係市計	2,412	1,949	440	6	0	2	232	903	217	0	63	0	443	21
大分県	13,191	8,390	1,877	51	2	17	256	3,934	1,561	300	154	24	4,758	46

注) 「0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

出典：「農林水産省 HP/令和5年市町村別農業産出額（推計）」（令和7年12月現在、農林水産省）

(2)林業

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和6年の林野面積は表4.2.1-6に示すとおりです。

大分市の林野面積の合計は24,393haで、大分県全体の約5%、豊後大野市の林野面積の合計は44,564haで、大分県全体の約10%、臼杵市の林野面積の合計は20,588haで、大分県全体の約5%を占めています。

表 4.2.1-6 林野面積の状況（令和6年）

[単位：ha]

市町名 \ 区分	合計	公・私有林	国有林
大分市	24,393	23,772	621
豊後大野市	44,564	37,357	7,207
臼杵市	20,588	19,056	1,532
関係市計	89,544	80,185	9,359
大分県	447,713	401,432	46,281

注) 令和6年3月31日時点の数値を示す。

出典：「大分県HP/令和6年版 大分県統計年鑑」（令和7年12月現在、大分県）

(3)水産業

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和5年の海面漁業経営体の状況は表4.2.1-7と表4.2.1-8に、大分県における令和5年の漁業種別漁獲量は表4.2.1-9に、主な魚種別漁獲量は表4.2.1-10に、内水面漁業魚種別漁獲量は表4.2.1-11に示すとおりです。

大分市の海面漁業経営体数は大分県全体の約14%、臼杵市の海面漁業経営体数は大分県全体の約6%を占めています。

大分県における漁業種別漁獲量は、中・小型まき網が最も多くなっています。主な魚種別漁獲量は、いわし類が最も多くなっています。

大分県における内水面漁業魚種別漁獲量は、あゆが最も多くなっています。

豊後大野市は海に面していないため、漁獲実績はありません。

表 4.2.1-7 海面漁業経営体の状況 経営組織別経営体数（令和5年）

[単位：経営体]

経営組織 大海区・市名		合計	個人 経営体	会社	漁業協 同組合	漁業生 産組合	共同 経営	その他
太平洋南区	大分市	144	144	—	—	—	—	—
	臼杵市	87	78	8	—	1	—	—
瀬戸内海区	大分市	63	63	—	—	—	—	—
大分県		1,509	1,399	105	—	2	3	—

注) 令和5年11月1日時点の数値を示す。

出典：「2023年漁業センサス」（令和7年12月現在、農林水産省）

表 4.2.1-8 海面漁業経営体の状況 経営体階層別経営体数（令和5年）

[単位：経営体]

経営体階層 大海区・市名		合計	漁船非 使用	漁船使用								定置 網	海面 養殖	
				無動力 漁船の み	船外機 付漁船	動力漁船使用								
						1t 未満	1～ 3t	3～ 5t	5～ 10t	10～ 30t	30～ 100t			100t 以上
太平洋南区	大分市	144	—	—	5	2	70	64	3	—	—	—	—	
	臼杵市	87	—	—	13	—	22	37	2	3	2	—	3	5
瀬戸内海区	大分市	63	—	—	5	1	35	21	1	—	—	—	—	
大分県		1,509	10	1	256	21	388	531	86	39	16	2	41	118

注) 令和5年11月1日時点の数値を示す。

出典：「2023年漁業センサス」（令和7年12月現在、農林水産省）

表 4.2.1-9 漁業種類別漁獲量 (令和 5 年)

区分			大分県	
漁獲量 [t]	底びき網	以西底びき網	-	
		沖合底びき網	-	
		小型底びき網	1,209	
	船びき網			3,289
	まき網	大中型まき網	1 そうまき	遠洋かつお・まぐろ - X
				その他
	中・小型まき網			7,620
	刺網	かじき等流し網		-
		その他の刺網		758
	敷網	さんま棒受網		-
	定置網	大型定置網		X
		小型定置網		1,576
	その他の網漁業			-
	はえ縄	まぐろはえ縄	遠洋まぐろはえ縄	-
			近海まぐろはえ縄	1,087
			沿岸まぐろはえ縄	-
		その他のはえ縄		125
	はえ縄以外の釣	かつお一本釣	遠洋かつお一本釣	-
			近海かつお一本釣	-
			沿岸かつお一本釣	-
		いか釣	沖合いか釣	-
			沿岸いか釣	31
		ひき縄釣		-
その他の釣		1,211		
その他の漁業			2,149	
合計			19,909	

注) 「-」は事実のないもの、「x」は秘密保護上統計数値を公表しないものを表す。
 出典: 「九州農政局 HP/第71次 九州農林水産統計年報(令和5~6年)」(令和7年12月現在、九州農政局)

表 4.2.1-10 主な魚種別漁獲量（令和5年）

[単位：t]

区分		大分県
魚類	まぐろ類	1,025
	かじき類	83
	かつお類	45
	さめ類	13
	このしろ	18
	いわし類	7,382
	あじ類	2,158
	さば類	2,199
	ぶり類	806
	ひらめ・かれい類	124
	あなご類	3
	たちうお	281
	たい類	551
	いさき	118
	さわら類	316
	すずき類	112
	あまだい類	6
	ふぐ類	22
	その他の魚類	1,954
	えび類	161
かに類	38	
貝類	305	
いか類	396	
たこ類	229	
なまこ類	174	
うに類	50	
海産ほ乳類	1	
その他の水産動物類	1	
海藻類	1,337	
合計	19,909	

出典：「九州農政局HP／第71次 九州農林水産統計年報(令和5～6年)」(令和7年12月現在、九州農政局)

表 4.2.1-11 内水面漁業魚種別漁獲量（令和5年）

[単位：t]

区分		大分県
魚類	その他のさけ・ます類	1
	わかさぎ	6
	あゆ	54
	こい	3
	ふな	1
	うぐい・おいかわ	2
	うなぎ	3
	その他の魚類	1
貝類		0
その他の水産動植物類		4
合計		75

出典：「九州農政局HP／第71次 九州農林水産統計年報（令和5～6年）」（令和7年12月現在、九州農政局）

(4)商業

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和3年の商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額は表4.2.1-12に示すとおりです。

大分市の年間商品販売額の合計は1,413,291万円で、大分県全体の約60%、豊後大野市の年間商品販売額の合計は46,893万円で、大分県全体の約2%、臼杵市の年間商品販売額の合計は48,681万円で、大分県全体の約2%を占めています。

表 4.2.1-12 商業事業所数、従業者数及び年間商品販売額（令和3年）

区分 市名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
大分市	4,006	36,781	1,413,291
豊後大野市	353	2,078	46,893
臼杵市	346	2,106	48,681
関係市計	4,705	40,965	1,508,865
大分県	10,967	77,878	2,348,202

注) 令和3年6月1日時点の数値を示す。

出典：「大分県HP/令和6年版 大分県統計年鑑」（令和7年12月現在、大分県）

(5)工業

調査区域に関係する市である、大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和3年の製造業事業所数、従業者数及び令和2年の製造品出荷額等は表4.2.1-13に示すとおりです。

大分市の製造品出荷額等の合計は2,340,543万円で、大分県全体の約61%、豊後大野市の製造品出荷額等の合計は34,578万円で、大分県全体の約1%、臼杵市の製造品出荷額等の合計は69,382万円で、大分県全体の約2%を占めています。

表 4.2.1-13 製造業事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

区分 市名	製造業事業所数 (事業所)	製造業従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
大分市	375	22,297	2,340,543
豊後大野市	51	1,471	34,578
臼杵市	69	2,288	69,382
関係市計	495	26,056	2,444,503
大分県	1,404	64,493	3,846,291

注1) 従業者4人以上の事業所

注2) 事業所数、従業者数は、令和3年6月1日時点、製造品出荷額等は、令和2年1年間の数値を示す。

出典：「令和3年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報」（令和5年4月、大分県企画振興部統計調査課）

4.2.2 土地利用の状況

1) 土地利用の現況

大分市、豊後大野市及び臼杵市の土地利用区別面積は、表 4.2.2-1 に示すとおりです。

大分市の地目別面積は山林の占める割合が最も高く、次いで宅地、耕地の順となっています。豊後大野市及び臼杵市の地目別面積は山林の占める割合が最も高く、次いで耕地、原野の順となっています。

調査区域の土地利用現況図は、図 4.2.2-1 に示すとおりです。

調査区域では、大分川及び大野川周辺に大分平野が広がっており、平野部には主に住宅地、公共公益用地、工業地、田や果樹園等の農地があります。また、その他の地域には主に針葉樹林や広葉樹林等の樹林地が広がっています。

表 4.2.2-1 土地利用区別面積（令和5年）

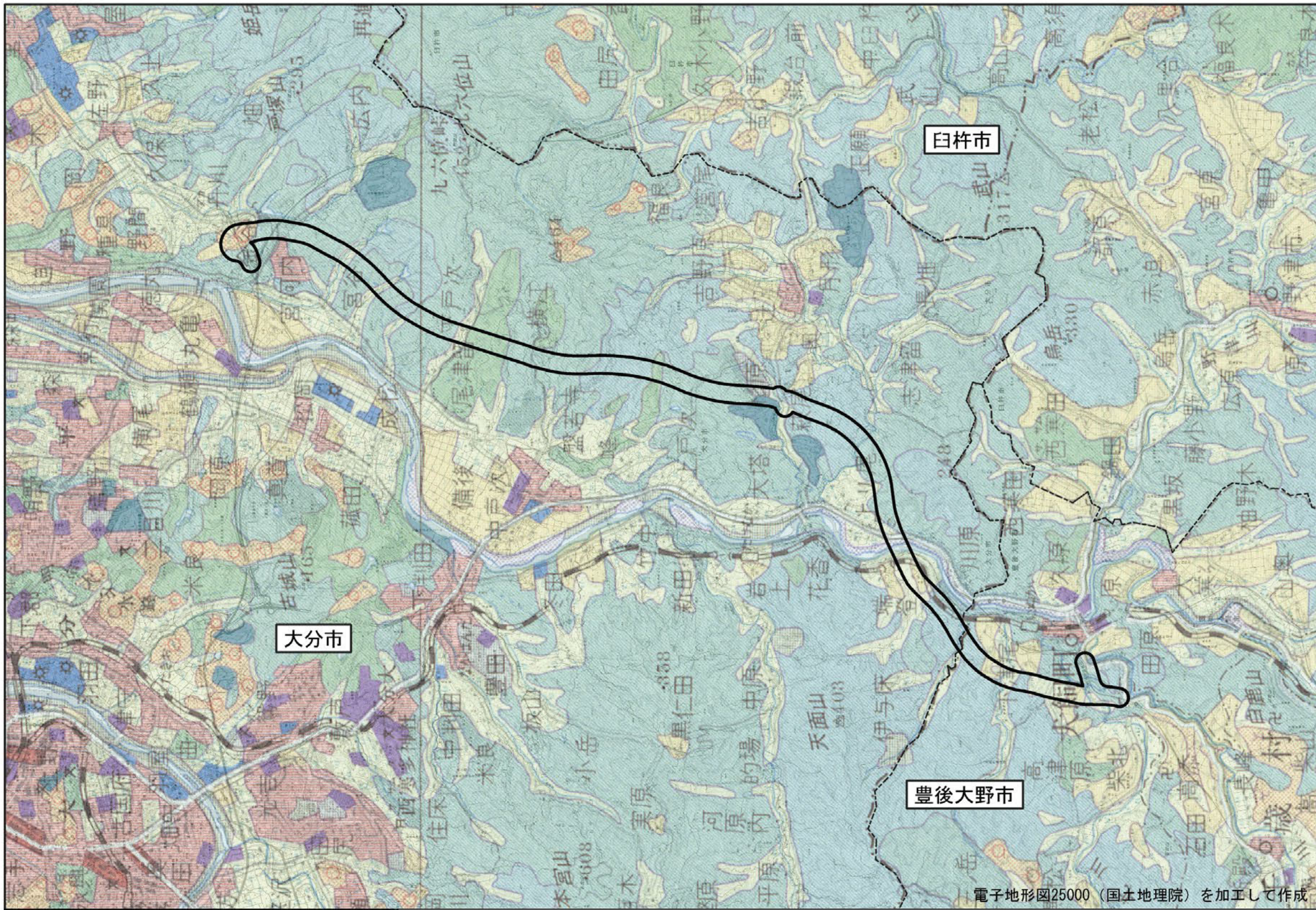
[単位：ha]

市町名	地目 総面積	耕地		山林	竹林	原野	宅地
		うち田					
大分市	50,239	3,800	2,830	22,249	1,293	851	6,884
豊後大野市	60,314	6,060	4,060	41,853	1,246	1,466	1,174
臼杵市	29,120	2,340	1,150	19,189	612	786	751
関係市計	139,673	12,200	8,040	83,290	3,150	3,103	8,809
大分県	634,070	54,000	38,500	411,458	14,193	21,993	22,375

注1) 総面積は令和6年1月1日時点、耕地は令和5年7月15日時点、山林・竹林・原野は令和6年3月31日時点、宅地は令和6年1月1日時点の数値を示す。

注2) 端数処理(四捨五入)のため、市町村合算値と合計は必ずしも一致しない。

出典：「大分県HP/令和6年版 大分県統計年鑑」(令和7年12月現在、大分県)



凡例

都市計画対象道路
事業実施区域

市町村界

記号	
都市集落	
住宅地	公共公用地
商業地	公園緑地
工業地	空地
農地	
田	桑畑
普通畑	その他の樹木畑
果樹園	牧草地
茶畑	
林地等	
針葉樹林	野草地
広葉樹林	裸地
混交樹林及びその他の林地	水面・河川
主要道路	
国有鉄道	
民営鉄道	
森林鉄道等	
索道	
都・府・県界	
北海道の支庁界	
国界	
市界	
郡界	
東京都の区界	
町界	
村界	
指定都市の区界	

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

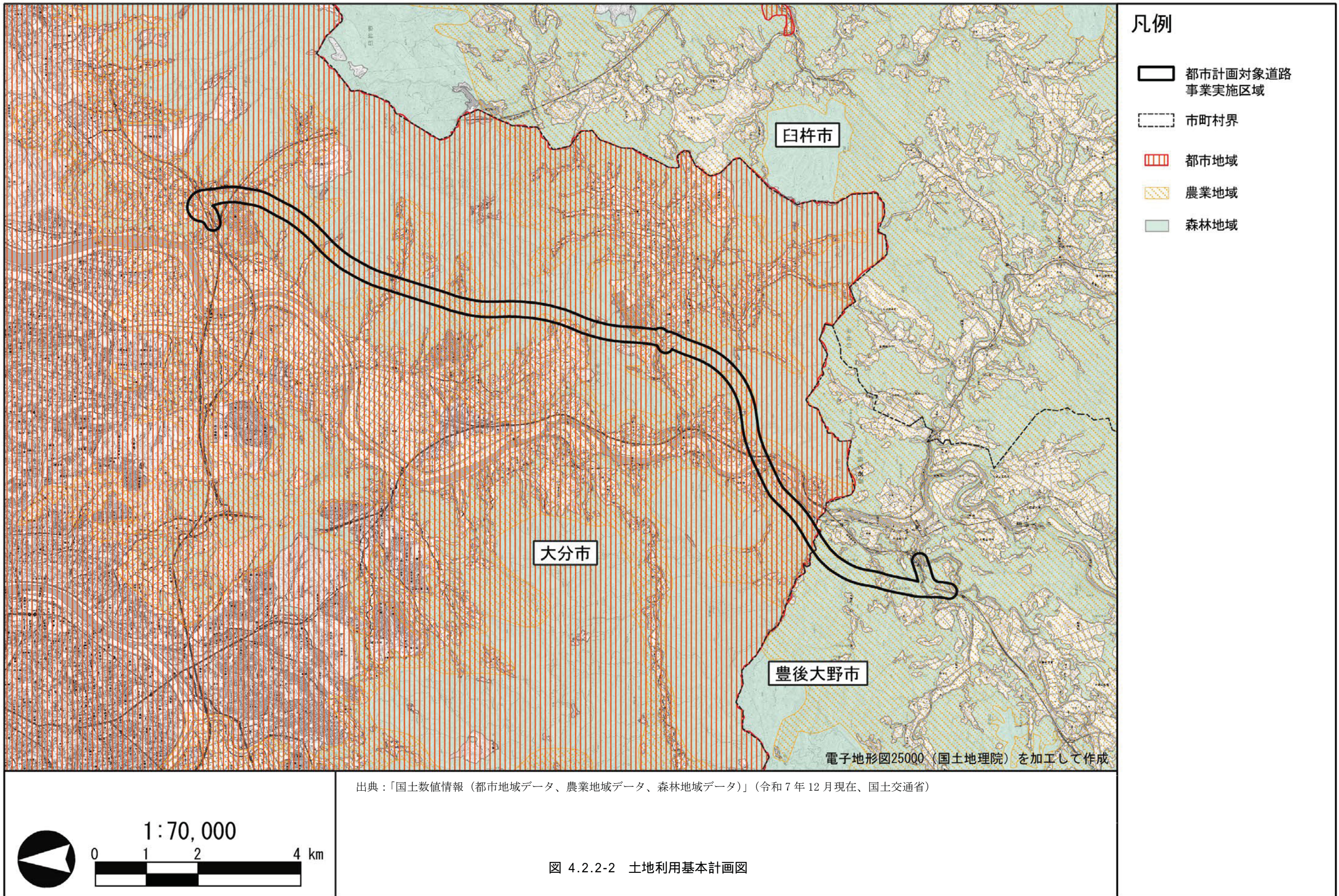
出典: 「地理院地図 (電子国土 Web) 20 万分 1 土地利用図 1982~1983 年」 (令和 7 年 12 月現在、国土地理院)



図 4.2.2-1 土地利用現況図

2) 土地利用計画の状況

調査区域の土地利用基本計画図は図 4.2.2-2 に示すとおりです。



凡例

-  都市計画対象道路事業実施区域
-  市町村界
-  都市地域
-  農業地域
-  森林地域

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典: 「国土数値情報 (都市地域データ、農業地域データ、森林地域データ)」 (令和7年12月現在、国土交通省)



図 4.2.2-2 土地利用基本計画図

3)有害物質に係る土地利用の状況

(1)稼働中の廃棄物の最終処分場の位置

調査区域の稼働中の廃棄物の最終処分場は表 4.2.2-2 及び図 4.2.2-3 に示すとおりです。
調査区域には、稼働中の廃棄物の最終処分場が 1 箇所あります。

表 4.2.2-2 稼働中の廃棄物の最終処分場

番号	最終処分業者名	所在地	業の種別
1	九州美環産業株式会社	大分県臼杵市大字武山 2227 番地	埋立 (安定型)

注) 表中の番号は図 4.2.2-3 に対応

出典:「大分県 HP/産業廃棄物最終処分業者名簿」(令和 7 年 12 月現在、大分県)

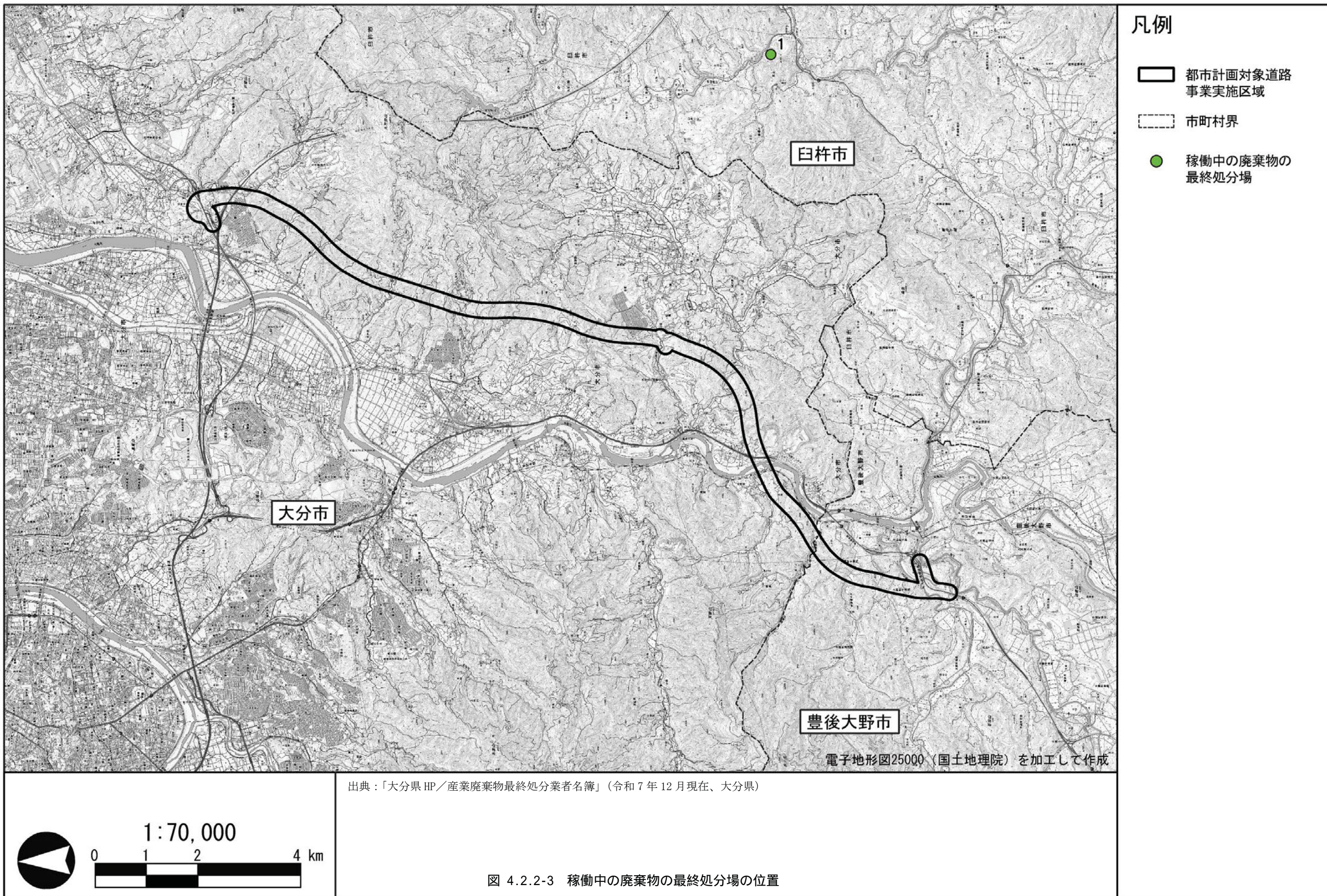


図 4.2.2-3 稼働中の廃棄物の最終処分場の位置

(2) 廃止された廃棄物の最終処分場の位置

調査区域における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日 法律第 68 号）により指定された区域（廃止された廃棄物の最終処分場）の状況は表 4.2.2-3 に示すとおりです。

調査区域には、廃止された廃棄物の最終処分場が 18 箇所あります。

表 4.2.2-3 廃止された廃棄物の最終処分場

番号	所在地	指定年月日	埋立地の区分	出典
1	大分市大字松岡字松ヶ丘 6862 番、6864 番、6865 番	平成 31 年 2 月 13 日	ウ	2(産廃-1)
2	大分市大字横尾字梶ヶ迫 3582 番、3583 番、3584 番	平成 31 年 2 月 13 日	ウ	2(産廃-2)
3	大分市大字片島字堤ヶ谷 2291 番、2292 番、2294 番、2295 番	平成 31 年 2 月 13 日	ウ	2(産廃-3)
4	大分市大字横尾字北一ノ谷 1669 番	平成 31 年 2 月 13 日	イ	2(産廃-7)
5	大分市大字久土字芦原 2132 番、2134 番 1、2135 番 3、2136 番 4、2128 番、2129 番、2130 番、2131 番、2125 番 1、2133 番	平成 31 年 2 月 13 日	イ	2(産廃-8)
6	大分市大字片島 2448 番 15、2448 番 16、2448 番 17	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-9)
7	大分市大字一木字炭床 223 番 1、298 番、299 番 2、309 番、309 番 2、310 番 1、310 番 3	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-10)
8	大分市大字久土字芦原 2118 番 1、2119 番、2120 番、2121 番、2122 番、2123 番 1、2142 番	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-11)
9	大分市大字迫字丸山 634 番 3、634 番 5、639 番 1、639 番 3、644 番、646 番 1、648 番、653 番 1	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-13)
10	大分市大字丹川迫向赤迫 1890 番 1、1891 番 1、1891 番 2、1892 番 1	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-14)
11	大分市大字上戸次字川場形 19 番 1、15 番、16 番	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-15)
12	大分市大字竹中字小屋 4969 番 6、4969 番 7、4969 番 8、4970 番 2、4970 番 6、4970 番 7	平成 31 年 2 月 13 日	ア	2(産廃-16)
13	大分市大字宮河内字貢迫 4195 番地 1	平成 31 年 2 月 13 日	エ	2(産廃-17)
14	大分市大字片島字御零ヶ尾 2501 番 1、2501 番 4、2501 番 5、2501 番 6、2519 番 1、2519 番 2、2519 番 3、2520 番 1、2520 番 2、2520 番 3、2520 番 4	令和 5 年 6 月 29 日	ア	2(産廃-18)
15	臼杵市大字久木小野字小藤田 1098、宇土 1244、1245、1247-8、1247-11-2、1248、1249、1250、藤畑 198、199、200、201、202、203、210、212-1、前合 1252、1255、1257、三百久保 147、148、藤太 1094、柳畑 1108-2	平成 24 年 4 月 10 日	イ	1(産廃-49)
16	臼杵市大字末広字過原 2164-1、2165-3	平成 24 年 4 月 10 日	ア	1(産廃-50)
17	臼杵市大字久木小野字小藤太 1095-1、1095-2、1096、1097-2、211、212-1、213-1	平成 24 年 4 月 10 日	ウ	1(産廃-51)
18	臼杵市大字久木小野字西小藤太 472、字中尾 526 の一部、527 の一部、528-1 の一部、529 の一部、542 の一部、543 の一部、544-2、546-2、548、549、550-2、551、552、554 の一部、555、556、557 の一部、558、559、560、561、562、563、564、565 及び 566-2、字ナガヲサ 567、568、569、570、571、572、573、574、575、576 の一部及び 577 の一部並びに字堀ノ口 973-2、974-2、975-2、979-2、980-3、981-2、字狭間 1071 の一部、1072-2 の一部、1076-2 の一部、1076-3 の一部、1085-2、1086、1087、1088-2 及び 1090-2 の一部	令和 3 年 3 月 16 日	ア	1(一廃-8)

注 1) 埋立地の区分

ア：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。）第 13 条の 2 第 1 号

イ：法施行令第 13 条の 2 第 2 号

ウ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「法施行規則」という。）第 12 条の 31 第 1 号

エ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号イ及び法施行規則第 12 条の 31 第 2 号

オ：法施行令第 13 条の 2 第 3 号ロ及び法施行規則第 12 条の 32

注 2) 出典の()内の番号は、指定番号を示す。

出典：1) 「大分県 HP/廃止した廃棄物最終処分場の指定区域の指定について」（令和 7 年 12 月現在、大分県循環社会推進課）

2) 「大分市 HP/地下に廃棄物がある区域の指定について」（令和 7 年 12 月現在、大分市環境部廃棄物対策課）

4.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1) 河川、湖沼及び海域の利用の状況

(1) 利用状況

主な河川の空間利用状況は表 4.2.3-1 に、内水面漁業権の設定状況は表 4.2.3-2 及び図 4.2.3-1 に示すとおりです。

調査区域に存在する河川では、散策、水遊び等の利用があり、大分川水系、大野川並びに乙津川水系、臼杵市内の臼杵川水系並びに末広川では、内水面漁業権が設定されています。

表 4.2.3-1 主な河川の空間利用状況

区分	水系	河川名	大分県内流路延長 (km)	空間利用状況	区分	水系	河川名	大分県内流路延長 (km)	空間利用状況	
一級河川	大分川	大分川	51,198	カヌー、花火大会	一級河川	大野川	佐渡川	2,000	—	
		七歩川	2,300	—			黒仁田川	3,000	—	
		米良川	4,270	—			小筒井川	2,850	—	
		寒田川	4,500	—			吉野川	4,000	—	
		一の瀬川	2,750	—			花鶴川	500	—	
		敷戸川	3,350	—			稲積川	2,300	—	
		鴛野川	500	—			宇津尾木川	4,900	—	
		七瀬川	27,527	キャンプ教室、ホテル観賞会、花火大会、サマーフェスティバル			柴北川	21,800	—	
		田尻川	2,000	—			茜川	18,300	—	
	赤川	800	—	田口川			2,000	—		
	大野川	大野川	76,375	スポーツ公園、ゴルフ場、手づくりイカダ河下り大会、花火大会、カヌー大会等			野津川	25,447	—	
		乙津川	10,155	—			西寒田川	2,150	—	
		大谷川	3,600	—			都松川	5,600	—	
		北鼻川	3,600	—			王子川	4,800	—	
		清水川	1,320	—			長谷川	2,200	—	
		挾間川	1,650	—			三重川	18,000	—	
		原川	4,800	釣り			住吉川	住吉川	7,160	—
		今堤川	2,500	—			江川	江川	2,400	—
		宮谷川	1,500	—		丹生川	丹生川	10,250	—	
		大内川	2,000	—			尾田川	4,725	—	
		戸次古川	4,300	—			屋山川	3,400	—	
		佐柳川	1,200	—			久土川	2,820	—	
		判田川	4,309	水遊び		佐野川	4,170	—		
		立小野川	2,700	—		末広川	末広川	12,000	—	
		高江川	2,000	—			中ノ川川	7,400	—	
		長谷川	2,500	—		臼杵川	臼杵川	18,214	魚釣り、休息地、散策、観光イベント	
内浦川		1,400	—	中臼杵川	4,510		—			
玉泉寺川	3,000	—	勘場川	3,300	—					
中竹中川	700	—	大工川	1,100	—					
河原内川	10,200	—								

注) 流域が大分・臼杵・豊後大野土木事務所管外に及ぶ河川については出典「大分県 HP/令和6年版 大分県統計年鑑」に記載の流路延長を参照。

出典：「大分県 HP/令和6年版 大分県統計年鑑」(令和7年12月現在、大分県)

「大分川水系下流域域河川整備計画」(平成19年1月、大分県)

「大野川水系下流域域河川整備計画」(平成14年3月、大分県)

「大野川水系中流域域河川整備計画」(平成14年3月、大分県)

「臼杵川水系河川整備計画」(平成14年6月、大分県)

「大分県 HP/令和7年度 事業概要書」(令和7年12月現在、大分土木事務所)

「大分県 HP/令和7年度 事業概要書」(令和7年12月現在、臼杵土木事務所)

「大分県 HP/令和7年度 事業概要書」(令和7年12月現在、豊後大野土木事務所)

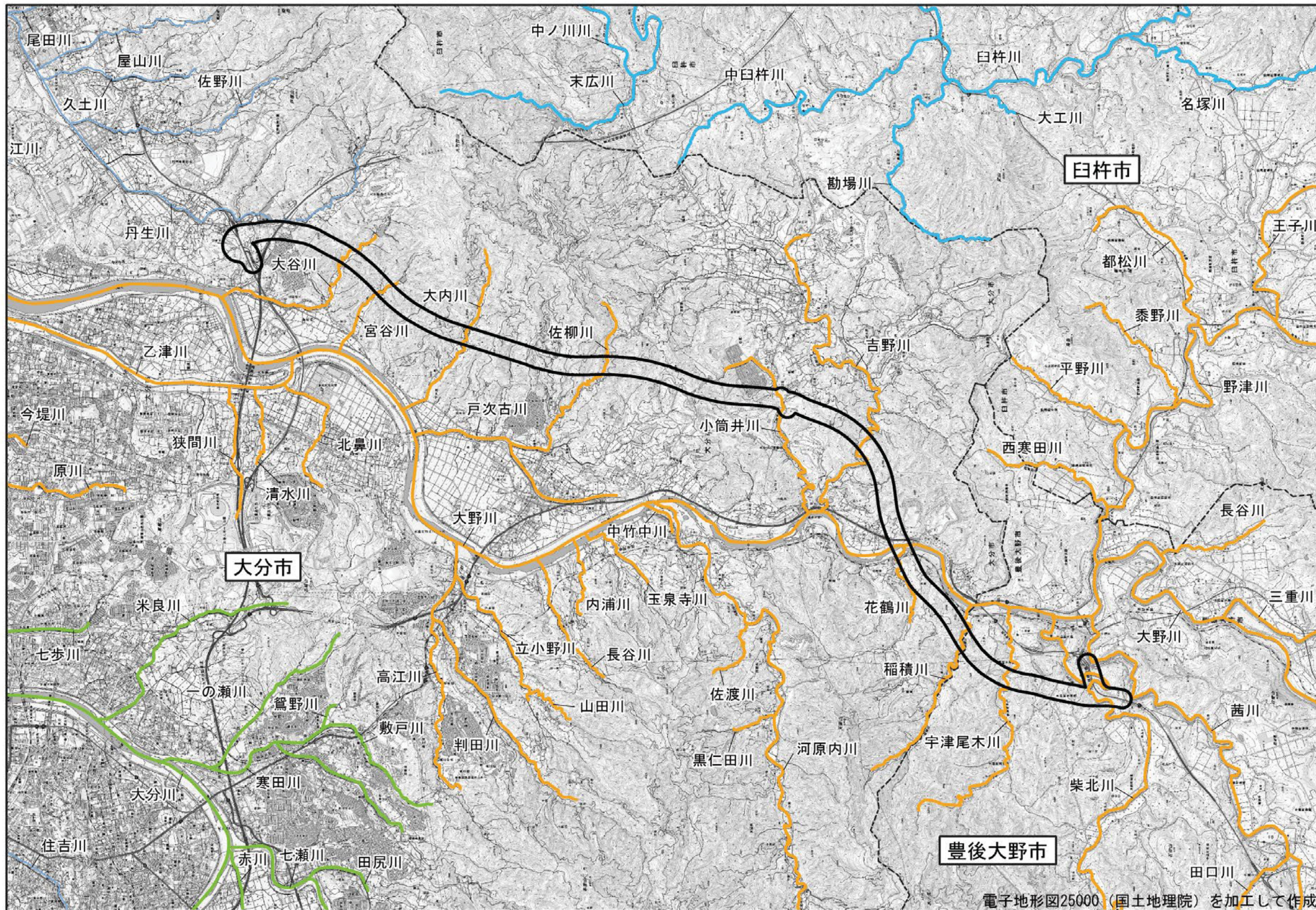
表 4.2.3-2 内水面漁業権の設定状況

対象	免許番号	漁業の種類	期間	漁業権者
大分川水系	内共第 8 号	あゆ	6/1～12/31	大分川 漁業協同組合
		あまご (えのは)	3/1～9/30	
		わかさぎ	10/1～4/10	
		こい、ふな、うなぎ、はえ (おいかわ)、もくずがに (つがに)	-	
大野川水系並びに 乙津川水系	内共第 3 号	あゆ	6/1～10/31	大野川 漁業協同組合
		こい、はえ (おいかわ)、 わかさぎ、もくずがに (つ がに)	-	
		うなぎ	3/1～10/20	鶴崎漁業協同組合
		えのは (あまご)	3/1～9/30	
臼杵市内の 臼杵川水系並びに 末広川	内共第 11 号	あゆ	7/1～10/31 友釣 7/1～10/31	臼杵河川 漁業協同組合
		もくずがに (つがに)	9/1～12/31	
		ふな、うなぎ、おいかわ(は え)、こい、すっぽん	-	

注 1) 対象の水系については、本流、支流及び波流を含む。

注 2) 大分川水系のうち、裏川を除く。

出典：「大分県 HP/内水面における遊漁規則」(令和 7 年 12 月現在、大分県)



凡例

- 都市計画対象道路
事業実施区域
- 市町村界
- 内水面共同漁業権
 - 内共第 11 号
 - 内共第 3 号
 - 内共第 8 号
 - 河川

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

出典: 「大分県 HP/内水面における遊漁規則」(令和7年12月現在、大分県)



図 4.2.3-1 内水面漁業権設定状況

(2) 利水状況

調査区域に関係する市である大分市、豊後大野市及び臼杵市における令和5年度の市別上水道普及率の状況は表4.2.3-3に示すとおりです。上水道普及率は、大分市では約100%、豊後大野市では約75%、臼杵市では約98%となっています。

調査区域で上水道に利用される原水の種別取水量は表4.2.3-4に示すとおりです。実績値は、大分市では表流水、豊後大野市では深井戸、臼杵市では浅井戸が最も多くなっています。

また、調査区域における工業用水量は、表4.2.3-5に示すとおりです。大分市では回収水、豊後大野市及び臼杵市では井戸水が最も多くなっており、工業用水量のうち井戸水割合が最も高いのは豊後大野市で、次いで臼杵市となっています。

表 4.2.3-3 市別上水道普及率（令和5年度）

市名	給水人口（人）				計 (A)	行政区域 内総人口 (B) (人)	普及率 (A) ÷ (B) ×100 (%)
	上水道	簡易水道		専用 水道			
		公営	組合営				
大分市	468,476	—	151	302	468,929	470,363	99.7
豊後大野市	22,117	183	256	1,044	23,600	31,343	75.3
臼杵市	32,969	149	100	—	33,218	33,786	98.3

注) 令和6年3月31日時点の数値を示す。

出典：「大分県HP／大分県の水道 令和5年度」（令和7年12月現在、大分県環境保全課）

表 4.2.3-4 原水の種別取水量（令和5年度）

[単位：m³/日]

区分 市名	種別	ダム	表流水	湧水	浅井戸	深井戸	合計
大分市	計画値 (日最大)	35,000 (16.6%)	169,063 (80.4%)	—	5,250 (2.5%)	950 (0.5%)	210,263 (100%)
	実績値 (日平均)	—	139,258 (97.5%)	—	3,553 (2.5%)	—	142,811 (100%)
豊後 大野市	計画値 (日最大)	—	5,500 (33.4%)	596 (3.6%)	6,183 (37.6%)	4,183 (25.4%)	16,462 (100%)
	実績値 (日平均)	—	3,263 (30.7%)	386 (3.6%)	2,562 (24.1%)	4,419 (41.6%)	10,630 (100%)
臼杵市	計画値 (日最大)	2,410 (6.7%)	2,490 (6.9%)	—	26,078 (72.6%)	4,926 (13.7%)	35,904 (100%)
	実績値 (日平均)	—	1,737 (15.3%)	—	6,318 (55.7%)	3,279 (28.9%)	11,334 (100%)

出典：「大分県HP／大分県の水道 令和5年度」（令和7年12月現在、大分県環境保全課）

表 4.2.3-5 工業用水量

区分 市名	事業所数 (事業所)	1日当たり水源別用水量 (m ³ /日)						
		淡水 (m ³ /日)	公共水道		井戸水	その他	回収水	海水
			工業用水道	上水道				
大分市	105	2,995,912 (84.4%)	495,240 (13.9%)	2,399 (0.1%)	6,128 (0.2%)	91,631 (2.6%)	2,400,514 (67.6%)	555,409 (15.6%)
豊後大野市	11	2,186 (100.0%)	—	170 (7.8%)	2,016 (92.2%)	—	—	—
臼杵市	19	169,206 (100.0%)	—	35,416 (20.9%)	133,575 (78.9%)	30 (0.0%)	185 (0.1%)	—

注) 従業員 30 人以上の事業所

出典: 「令和 3 年経済センサス-活動調査 製造業に関する集計確報」(令和 5 年 4 月、大分県企画振興部統計調査課)

2) 地下水の利用の状況

調査区域における深井戸毎の使用目的並びに揚水量は「第 4 章 4.1 自然的状況 4.1.3 土壌及び地盤の状況」表 4.1.3-4 に、対象井戸の位置は図 4.1.3-2 に示すとおりです。

調査区域には、11 箇所の深井戸があり、主に工業用水や飲料用水として地下水が利用されています。

なお、「全国地盤環境情報ディレクトリ 令和 5 年度」(令和 7 年 12 月現在、環境省)では、「令和 2 年の大分市における地下水を水源とする工業用水の取水量は 6.1 千 m³/日となっているが、淡水を水源とする工業用水(2,995 千 m³/日)に占める地下水の割合は少ない。また、平成 18 年の大分市における地下水を水源とする工業用水の取水量が 11.4 千 m³/日であったことから、工業用水としての地下水利用量は減少している。その他の用途の地下水利用については不明である。」と述べられています。

4.2.4 交通の状況

調査区域における令和3年度の道路交通量の調査結果は表4.2.4-1に、令和6年度の各駅の乗車人員数は表4.2.4-2に示すとおりです。また、交通網の状況は図4.2.4-1に示すとおりです。

調査区域には、主な道路として、東西方向には九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、一般国道197号、主要地方道大分臼杵線及び主要地方道臼杵上戸次線等があり、南北方向には一般国道10号、主要地方道坂ノ市中戸次線及び一般県道631号中判田犬飼線等があります。鉄道はJR日豊本線、JR久大本線及びJR豊肥本線があります。

表 4.2.4-1(1) 主要な道路の交通量（令和3年度）

道路種別	路線番号	路線名	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	昼間12時間 交通量 (台)	24時間 交通量 (台)	昼夜 率
高速自動車 国道	1301	東九州自動車道	230	大分米良～大分宮河内	11,119	13,647	1.23
	1301	東九州自動車道	240	大分宮河内～臼杵	8,599	10,548	1.23
	1312	九州横断自動車道長崎大分線	100	大分～大分光吉	14,412	17,487	1.21
	1312	九州横断自動車道長崎大分線	110	大分光吉～大分米良	15,540	18,832	1.21
一般国道	10	一般国道10号	10160	大分市顕徳町	23,633	30,486	1.29
	10	一般国道10号	10170	大分市元町5-42	17,178	21,988	1.28
	10	一般国道10号	10180	大分市古国府	13,651	17,064	1.25
	10	一般国道10号	10190	大分市光吉	35,533	46,548	1.31
	10	一般国道10号	10200	大分市宮崎	27,720	36,868	1.33
	10	一般国道10号	10210	大分市旦野原	21,852	28,626	1.31
	10	一般国道10号	10220	大分市中判田1748-1	18,962	25,030	1.32
	10	一般国道10号	10230	中戸次川床	29,609	37,678	1.27
	10	一般国道10号	10240	大分市上戸次	20,527	26,275	1.28
	10	一般国道10号	10250	豊後大野市犬飼町久原	8,342	10,845	1.30
	10	一般国道10号	10260	臼杵市野津町大字西寒田字鍋田	5,280	6,717	1.27
	10	一般国道10号	10270	臼杵市野津町大字野津市	7,995	9,834	1.23
	10	一般国道10号	10390	大分市大字下判田	19,589	25,270	1.29
	57	一般国道57号	10400	豊後大野市犬飼町下津尾字下野	9,385	11,825	1.26
	57	一般国道57号	10510	豊後大野市犬飼町下津尾	10,964	13,924	1.27
	57	一般国道57号	10520	豊後大野市千歳町船田	7,369	9,359	1.27
	197	一般国道197号	10580	大分市大字丹川	14,573	18,362	1.26
	197	一般国道197号	10590	大分市宮河内	12,051	15,064	1.25
	197	一般国道197号	10600	大分市大字松岡	7,833	9,713	1.24
	210	一般国道210号	10820	大分市光吉	19,983	25,578	1.28
	210	一般国道210号	10830	大分市豊饒1丁目	20,162	26,009	1.29
	210	一般国道210号	10840	大分市大道町3丁目	30,396	39,515	1.30
	326	一般国道326号	11380	豊後大野市三重町宮野	6,767	8,391	1.24
326	一般国道326号	11390	豊後大野市犬飼町田原	7,745	9,604	1.24	
326	一般国道326号	11400	豊後大野市犬飼町下津尾	5,314	6,536	1.23	
442	一般国道442号	11600	—	22,307	29,891	1.34	
502	一般国道502号	11890	臼杵市野津町大字都原	3,717	4,535	1.22	
主要地方道	21	大分臼杵線	40310	大分市錦町	31,298	40,687	1.30
	21	大分臼杵線	40320	大分市加納	18,961	24,270	1.28
	21	大分臼杵線	40330	大分市金の手	11,065	14,163	1.28
	21	大分臼杵線	40340	大分市下徳丸	10,687	13,359	1.25
	21	大分臼杵線	40345	大分市	9,542	12,312	1.29
	21	大分臼杵線	40350	大分市	903	1,038	1.15
	21	大分臼杵線	40360	臼杵市大字末広	1,856	2,190	1.18

表 4.2.4-1(2) 主要な道路の交通量 (令和3年度)

道路種別	路線番号	路線名	調査単位 区間番号	交通量観測地点地名	昼間12時 間交通量 (台)	24時間 交通量 (台)	昼夜 率
主要地方道	25	白杵上戸次線	40530	白杵市中白杵	3,445	4,203	1.22
	38	坂ノ市中戸次線	40942	大分市大字屋山	7,574	9,392	1.24
	38	坂ノ市中戸次線	40944	大分市宮河内	6,841	8,414	1.23
	41	大分大野線	41025	大分市大字田尻	6,679	8,282	1.24
	41	大分大野線	41030	大分市大字河原内	7	7	1.05
	41	大分大野線	41032	—	53	56	1.05
	41	大分大野線	41060	—	53	56	1.05
	56	中判田下郡線	41480	大分市	28,795	37,146	1.29
56	中判田下郡線	41490	大分市	26,030	33,579	1.29	
一般都道府県道	57	竹田犬飼線	10410	豊後大野市千歳町長峰	964	1,080	1.12
	57	竹田犬飼線	10420	豊後大野市千歳町下山	897	1,032	1.15
	204	津久見野津線	60290	白杵市野津町大字野津市	2,684	3,248	1.21
	206	白杵大南線	60330	大分市中戸次	1,580	1,864	1.18
	207	大分挾間線	60340	大分市大字中尾	10,137	12,773	1.26
	208	鶴崎大南線	60380	大分市松岡	12,040	15,411	1.28
	508	竹中停車場線	60830	大分市端登	1,493	1,717	1.15
	515	中判田停車場線	60900	大分市中判田	400	460	1.15
	519	三重新殿線	60960	豊後大野市千歳町下山	5,383	6,621	1.23
	519	三重新殿線	60970	—	1,071	1,232	1.15
	614	川添志村線	61470	大分市大字追	7,136	8,849	1.24
	622	弓立上戸次線	61612	大分市大字竹中 3591	717	817	1.14
	622	弓立上戸次線	61614	—	1,564	1,846	1.18
	628	大分光吉インター線	61670	大分市光吉	5,016	6,120	1.22
	631	中判田犬飼線	61700	大分市竹中	5,640	6,881	1.22
	631	中判田犬飼線	61705	—	4,047	4,937	1.22
	631	中判田犬飼線	61710	豊後大野市犬飼町下津尾	478	602	1.26
	633	川登白杵線	61730	白杵市乙見	994	1143	1.15
	636	百枝浅瀬野津線	61764	白杵市野津町大字柚木野	25	29	1.17
	637	吉野原犬飼線	61770	大分市大字志津留	85	106	1.25
	668	山内新殿線	62240	豊後大野市千歳町新殿	177	230	1.30
	682	西寒多寒田線	62470	—	7,078	8,777	1.24
682	西寒多寒田線	62475	大分市大字寒田	5,521	6,791	1.23	

注1) 表中の調査単位区間番号は図 4.2.4-1 に対応

注2) 斜体の調査地点の交通量は推定値

出典: 「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」(令和5年7月、国土交通省)

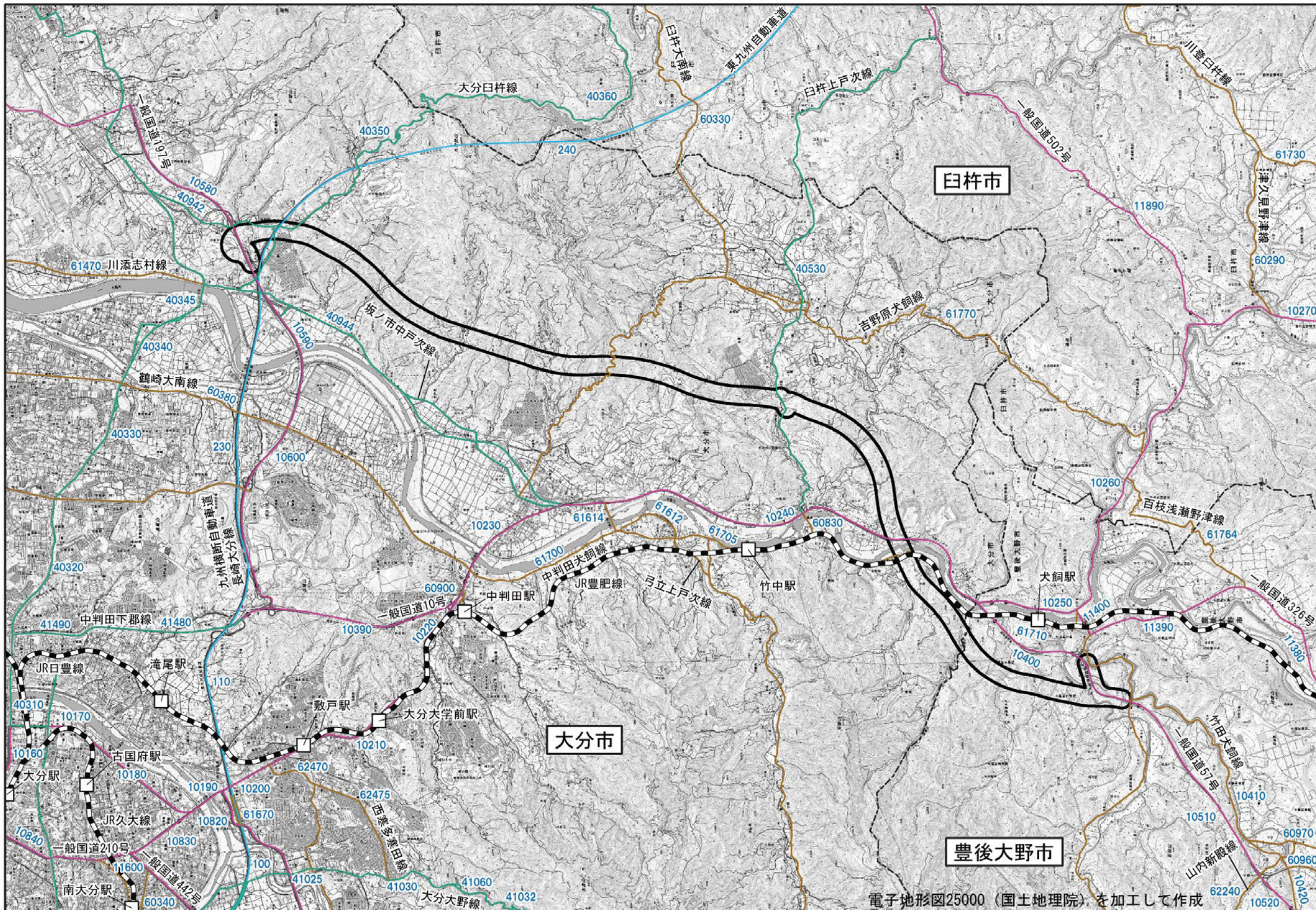
表 4.2.4-2 鉄道駅及び乗車人員数 (令和6年度)

[単位: 人/日]

市町名	鉄道路線	駅名	乗車人員
大分市	JR 日豊本線	大分	17,780
	JR 久大本線	古国府	575
		南大分	651
	JR 豊肥本線	滝尾	410
		敷戸	1,039
		大分大学前	1,550
		中判田	771
豊後大野市	竹中	—	
	犬飼	—	

注) 「—」は乗車人員数が公表されていないことを示す。

出典: 「駅別乗車人員上位300駅 (2024年度)」(令和7年12月現在、九州旅客鉄道株式会社)



凡例

- 都市計画対象道路
事業実施区域
- 市町村界
- 駅
- 鉄道
- 高速道路
- 一般国道
- 主要地方道
- 一般都道府県道

注) 青字は調査単位区間番号を示す。
 出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査(可視化ツール)」(令和7年12月現在、国土交通省)
 「国土数値情報(鉄道時系列データ)」(令和7年12月現在、国土交通省)



図 4.2.4-1 交通網の状況